

審査基準整理票

処分名	合併処理浄化槽の設置をすることができない特段の事情の承認		
根拠法令名	滋賀県生活排水対策の推進に関する条例 (平成8年滋賀県条例第20号)	(条項) 第11条第1項ただし書	
基準法令名	滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則 (平成8年滋賀県規則第52号)	(条項) 第6条	
所管部署	環境部(局)	廃棄物減量推進課(室)	生活排水係
標準処理期間	14日	法定処理期間	日

【審査基準】 ・文書の名称【 】
 ・掲載図書等【 】
 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載

次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 敷地の状況により合併処理浄化槽の設置をすることができない場合
- (2) 農業集落排水処理施設等の供用の開始が見込まれ、かつ、当該施設へ接続することが
 確実と認められる場合
- (3) その他知事が特に認める場合

参考

【根拠法令】
 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例
 (合併処理浄化槽の設置等)

第11条 下水道法第2条第8号に規定する処理区域その他規則で定める区域以外の区域において
 住宅への浄化槽等の設置または住宅(浄化槽等が設置されるものを除く。)の新築(以下「浄
 化槽等の設置等」という。)をしようとする者は、当該住宅に係る生活排水が適正に処理され
 ることとなるよう、合併処理浄化槽の設置(農業集落排水処理施設等への接続を含む。以下
 同じ。)をしなければならない。ただし、敷地の状況により合併処理浄化槽の設置をすること
 ができない場合その他の特段の事情がある場合であって、あらかじめ、規則で定めるところ
 により知事の承認を受けたときは、この限りでない。

【基準法令】
 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則
 (特段の事情)

第6条 条例第11条第1項ただし書きの特段の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 敷地の状況により合併処理浄化槽の設置をすることができない場合
- (2) 農業集落排水処理施設等の供用の開始が見込まれ、かつ、当該施設へ接続することが
確実と認められる場合
- (3) その他知事が特に認める場合

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の
縦覧をもって代えることができる。